

ヒアリング対象事業及び実施時間一覧

1 ヒアリング事項について

ヒアリング事項は、先般ご回答いただいた、「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの実施状況調査」(令和2年3月12日付依頼)の内容に基づき、本市の諮問機関である「さいたま市男女共同参画推進協議会」において決定されました。

対象事業及び実施時間は下表のとおりとなります。各事業のヒアリング事項については「【別紙2】外部評価対象事業に係るヒアリング事項」をご確認ください。

2 当日の流れについて

・ヒアリングは入れ替え制により実施しますので、各課の開始予定時刻までに委員会室前にお越しください。

・入室後、ヒアリング事項(別紙2)に対する回答をお答えください。

・委員から追加質問があった場合には、一問一答形式で対応をお願いします。

実施時間	事業番号	推進事業名	所管課
10時05分 ～ 10時15分	64	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険課
10時15分 ～ 10時25分	67	介護保険関連施設等の整備促進	介護保険課
10時25分 ～ 10時35分	68	生活支援ショートステイの実施	高齢福祉課
～ 休憩 (5分) ～			
10時40分 ～ 10時50分	69	レスパイトサービスの実施	障害支援課
10時50分 ～ 11時00分	65	認知症サポーター養成事業	いきいき長寿推進課
11時00分 ～ 11時10分	66	介護者サロン・カフェの充実(介護者支援体制充実事業)	いきいき長寿推進課